

東京高等裁判所 令和●●年(〇〇)第●●号 損害賠償等請求控訴事件

国側当事者・国

令和4年11月29日棄却・上告・上告受理申立て

(第一審・東京地方裁判所、令和●●年(〇〇)第●●号、令和4年4月12日判決、本資料272号・順号13699)

判 決

控訴人	一般財団法人A
同代表者代表理事	甲
同訴訟代理人弁護士	石寄 信憲
同	山中 健児
同	延増 拓郎
同	岸 聖太郎
同	松井 健祐
被控訴人	国
同代表者法務大臣	齋藤 健
同指定代理人	別紙代理人目録記載のとおり

主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

事実及び理由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 被控訴人は、控訴人に対し、4億7272万0445円及びこれに対する令和3年1月8日(訴状送達の日)の翌日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要(以下、略語は原判決に準ずる。)

- 1 控訴人は、平成18年法律第50号による改正前の民法34条に基づき設立された旧公益法人であったが、いわゆる公益法人制度改革に伴い、平成26年4月1日に一般財団法人に移行し、同年5月12日に鹿児島税務署長に控訴人が一般財団法人の非営利型法人(法人税法2条9号の2)である旨の異動届出をした後、平成27年3月期(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)から令和2年3月期(平成31年4月1日から令和2年3月31日まで)までの本件各事業年度に支払を受けた収益事業以外の事業又はこれに属する資産から生じた利子及び配当等である本件預貯金利子等に対する所得税として合計4億7272万0445円が源泉徴収された。

本件は、控訴人が、被控訴人において、公益法人制度改革に伴って所得税法11条1項及び同法別表第一の改正により一般財団法人の非営利型法人が支払を受ける利子及び配当等に所

得税を課すこととした本件改正行為は憲法29条等に違反するから、国家賠償法上、違法であり、また、本件預貯金利子等に対する課税は法律上の原因を欠くなどと主張して、被控訴人に対し、国家賠償法1条1項又は不当利得返還請求権に基づき、上記所得税相当額4億7272万0445円及びこれに対する訴状送達の日翌日である令和3年1月8日から支払済みまで平成29年法律第44号による改正前の民法所定の年5分の割合による遅延損害金（原判決中、控訴人が附帯請求として「利息」の支払を求めるとする部分は記録に照らして明白な誤記と認める。）の支払を求める事案である。

2 原審が、本件改正行為は憲法29条等に違反しないから、国家賠償法1条1項の適用上、違法の評価を受けるものではなく、また、本件預貯金利子等に対する課税は法律上の原因を有するものであると判断して、控訴人の請求をいずれも棄却したところ、これを不服とする控訴人が本件控訴を提起した。

3 関係法令の定め、前提事実、争点及びこれに関する当事者の主張は、次のとおり補正するほかは、原判決の「事実及び理由」欄の「第2 事案の概要」の1及び2（原判決2頁24行目から11頁18行目まで。原判決別紙を含む。）に記載のとおりであるから、これを引用する。

(1) 原判決9頁5行目、同頁8行目及び18行目の各「憲法29条及び99条」をいずれも「憲法14条及び29条」と改め、同頁13行目の「(民法704条)」を削る。

(2) 原判決11頁10行目の「本件改正行為は、」の次に「憲法14条や29条に違反するものではなく、」を加える。

第3 当裁判所の判断

1 当裁判所も、原判決と同じく、控訴人の請求をいずれも棄却すべきであると判断する。その理由は、次のとおり補正するほかは、原判決の「事実及び理由」欄の「第3 当裁判所の判断」1及び2（原判決11頁20行目から16頁22行目まで）に記載のとおりであるから、これを引用する。

(1) 原判決12頁12行目冒頭から同頁14行目末尾までを次のとおり改める。

「(最高裁昭和●●年(〇〇)第●●号同60年11月21日第一小法廷判決・民集39巻7号1512頁、最高裁平成●●年(〇〇)第●●号、第●●号、同年(〇〇)第●●号、第●●号同17年9月14日大法廷判決・民集59巻7号2087頁)」

(2) 原判決13頁1、2行目の「(最高裁昭和60年3月27日大法廷判決・民集39巻2号247頁参照)」を次のとおり改める。

「(最高裁昭和●●年(〇〇)第●●号同60年3月27日大法廷判決・民集39巻2号247頁参照)」

(3) 原判決16頁5行目の「しかしながら、」に続けて次のとおり加える。

「控訴人が公益法人制度改革に伴う税制改正により課税上の優遇措置を受けることができなくなったのは、控訴人が公益法人への移行ではなく、一般財団法人への移行を自ら選択した結果である面もある。」

(4) 原判決16頁16行目及び同頁20行目の各「憲法29条及び99条」をいずれも「憲法14条及び29条」と改める。

2 控訴人が当審において種々主張するところは、原審における主張と同旨の主張を繰り返すものにすぎず、上記1で補正した上で引用した原判決の認定、判示に照らしていずれも採用す

ることができない。

第4 結論

よって、控訴人の請求をいずれも棄却した原判決は相当であって、本件控訴は理由がないから、これを棄却することとして、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第19民事部

裁判長裁判官 小林 宏司

裁判官 鈴木 順子

裁判官 田中 秀幸

(別紙)

代理人目録

高橋紀子、今西貴洋、今中 暉、寺本史郎、福田和哉、橋本健一、
嶋野友二、鈴木章義、尾野泰洋

東京高等裁判所